



# 平成21年5月21日から 裁判員制度がはじまります

裁判員制度は、国民から選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官は、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、どのような刑にするかを判断します。

Q

法律の知識がなくても大丈夫ですか？



A 大丈夫です。  
日常生活で行っている判断をしてください。

裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを判断します。例えば目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

高知地方裁判所では、「裁判員制度」にご理解を深めていただくため

- ① 出張説明会
- ② 裁判傍聴・法廷見学
- ③ ビデオテープ・DVDの貸出し

タイトル	ジャンル	時間(約)	内容
あなたも参加する刑事裁判	制度説明	15分	裁判員制度についてコンパクトに紹介したものです。
審理	ドラマ	60分	裁判員裁判の審理を実際に近い形で描いた映画です。
裁判員	ドラマ	69分	裁判員の選任手続を中心に描いた映画です。
評議	ドラマ	62分	裁判員裁判の評議の様を描いた映画です。
ぼくらの裁判員物語	アニメ	22分	中・高校生向けのアニメです。

をご案内させていただいています。勉強会や研修会などにぜひ、ご利用ください。

## お問い合わせ先

〒780-8558 高知市丸ノ内1丁目3番5号  
高知地方裁判所事務局総務課庶務係 ☎088-822-0340(内線606・607)